

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（第1回）における
意見の概要

平成25年10月11日
明石市長 泉 房穂

- 第1 4つの基本姿勢
- 1 社会のニーズに応える
日本社会のグローバル化、企業や自治体のコンプライアンス、地域主権改革、少子高齢社会における司法ソーシャルワークの必要性など
 - 2 発想の転換を図る
弁護士目線の職域拡大的発想から、国民目線の権利保障的発想へ
（国民の「法的な支援を受ける権利」を実質的に保障するためには、法曹有資格者が社会の隅々において社会的な責任を果たすとともに、国や地方自治体などが体制の整備をしていくことが必要不可欠）
 - 3 市民の声を聞く
現場に行き、支援を必要としている市民や支援者の生の声を聞く
 - 4 取り組みを始める
検討の段階ではなく、すでに行動の段階
- 第2 3つのポイント（法曹有資格者に求められること）
- 1 専門性の向上
 - ①質の担保
 - ②より高度な専門性（得意分野）の習得
 - ③より幅広い知識（関連知識）の習得
 - 2 社会性の向上
地方自治体や企業との交流や連携など
 - 3 透明性の向上
市民に身近な司法の実現に向けて（司法アウトリーチの推進など）
- 第3 5つの要望
- 1 関係機関との連携
分科会へのオブザーバー参加の呼びかけなど（福祉専門職団体など）
 - 2 法テラスの積極活用
地方自治体等と連携した司法ソーシャルワークの試行的実施など
 - 3 日弁連の意識改革
行動段階に見合う施策推進体制の確立（事務局機能の充実化など）
 - 4 法曹有資格者のネットワーク化
弁護士登録をしていない法曹有資格者の声も聞きながらの施策展開
 - 5 実態調査の実施
法曹有資格者の採用状況等の調査を通しての課題の抽出整理